



話題の
シリーズ

VOL. 19

雁木の存在が明らかに

文化財課（歴史民俗資料館） ☎2310

小峰城石垣再生への歩み



積み上がった本丸南面の石垣

清水門跡西側の様子（真上から撮影）

今回の調査では、清水門跡西側にある石垣の背面盛土から、雁木（階段）が確認できました。この雁木は、清水門に登るための階段だったと考えられます。江戸時代の絵図などにも清水門の石垣に雁木が描かれているため、存在することは想定されていましたが、今回の調査で実際にその存在や構造を確認できたことは大きな成果となりました。ほかにも、江戸時代以降、これまで数度の石垣修復が行われたことも判明しました。

本市のシンボル小峰城。東日本大震災で石垣が崩落し、現在、修復作業を進めています。「小峰城石垣再生への歩み」では、修復作業の様子や再生に向けた取り組みをお知らせします。

1月から行ってきた本丸南面石垣の修復は、積み直し作業が終了しました。今後、安全柵の設置などを行い、修復は完了となります。

現在は、清水門跡石垣の発掘調査・解体を行っています。清水門は、本丸南面を正面に臨む場所に位置していて、二の丸と本丸をつなぐ大きな門でした。



歴史と伝統を活かしたまちづくり「れきしら広報白河編」！ vol. 3

本庁舎まちづくり推進課 ☎1111 内2747

城下町の風情や趣を演出する「歴史的建造物」

旧奥州街道をはじめとする歴史的街道沿いには、城下町の面影が残るまちなみや建造物などが点在しています。

市では、歴史的なまちなみを構成している建造物を「歴史的風致形成建造物」に指定し※、外観の修復や内装の整備などに支援を行い保全に努めています。

また、所有者の協力を得て、普段は見ることのできない建造物の内部を見学するイベント「白河まちなか歴史景観蔵ウォーク」を開催するなど、歴史的資源を活かしたまちづくりに取り組んでいます。

※11月現在では、37件95棟を指定しています。

歴史的由緒を持つ「旧脇本陣柳屋旅館建造物群」

歴史的風致形成建造物のなかで、江戸時代に旅籠として栄えた本町の面影を今に伝えるのが、「旧脇本陣柳屋旅館建造物群」です。文化元年（1804）に建築された脇本陣柳屋旅館の蔵座敷には、戊辰戦争の際、新選組・山口二郎（斎藤一）隊長をはじめ、隊士約100人が宿泊したほか、明治14年（1881）には、明治天皇が東北・北海道を巡幸した際に休憩・宿泊所として利用しました。蔵内部には、違い棚、床の間、付書院などを備えた書院があり、つるべ井戸（明治天皇御膳水跡）も残っています。

現在、この蔵座敷を明治期の姿に復元する事業を進めています。今後は、地域と連携した利活用にも取り組んでいきます。



国民健康保険からのお知らせ

高額療養費の自己負担限度額が変わります

健康保険制度の改正に伴い、1月の診療分から70歳未満の方の高額療養費※¹の自己負担限度額が変わります。今月号では、制度改正の概要をお知らせします。

本庁舎国保年金課 ☎1111 内2173



70歳未満の方が対象です



制度改正の概要と限度額適用認定証

自己負担限度額の区分を3区分から5区分に細分化

70歳未満の方が変更の対象となります。低所得者に配慮しつつ、負担能力に応じた負担を求める観点から、高額療養費の自己負担限度額の区分がこれまでの3区分から5区分に細分化されます。

＜12月までの自己負担限度額（月額）＞

所得区分	年3回目まで※ ²	年4回目以降※ ²
A 上位所得者	150,000円 (医療費が500,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)	83,400円
B 一般所得者	80,100円 (医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)	44,400円
C 住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

＜1月からの自己負担限度額（月額）＞

所得区分	年3回目まで	年4回目以降
ア：基準総所得額901万円超	252,600円 (医療費が842,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)	140,100円
イ：基準総所得額600万円～901万円以下	167,400円 (医療費が558,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)	93,000円
ウ：基準総所得額210万円～600万円以下	80,100円 (医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)	44,400円
エ：基準総所得額210万円以下	57,600円	44,400円
オ：住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

新しい限度額適用認定証を送付

現在交付済みの限度額適用認定証※³の有効期限は12月末日です。新基準で作成した認定証は12月末（予定）に郵送します。

用語集

※¹ 高額療養費

1か月に支払った医療費の一部負担金が、表内の自己負担限度額を超えたときに申請すると、超えた分が高額療養費として支給されます。

※² 年3回目まで、年4回目以降

過去12か月間に1つの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降は限度額が下がるため、高

額療養費が該当しやすくなります。

※³ 限度額適用認定証

限度額適用認定証の交付を受けると、窓口での請求が表内の自己負担限度額までになります（高額療養費の現物給付）。ただし、国保税に滞納がある場合は限度額適用認定証の交付が受けられない場合があります。